

平成29年度 事業計画

1. 基本方針

- 介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の制定に加え、地域力強化検討会からの提言など、超高齢社会・人口減少社会を迎え、住民の主体的な参加による地域づくりや、高齢者にとどまらない「地域包括ケアシステム」の構築、さらには、複合的な問題に総合的に対応する相談・支援のしくみづくりが求められています。
- こうした制度動向も踏まえ、昨年度は地域診断協働事業を県社協と協働で実施しました。日々の暮らしの不安や困りごと、地域活動の課題や意識などを把握することができ、これまで実施してきた住民参加型サービスについてもニーズとのギャップや事業そのものの理解が図られていないことが明らかになり、その対応が課題となっています。
- 平成29年度は町と協働で地域福祉をすすめる「地域福祉プラン」の改定を行う節目でもあります。これまでの行政、社協の地域福祉推進にかかる事業を評価し、地域診断で明らかになった課題への対応とともに、計画的な地域福祉推進の方向性を描きます。あわせて、生活支援コーディネーターの新たな受託をとおり、住民参加と協働による地域課題の解決力を高める契機とします。
- 社会福祉法人制度改革を踏まえた組織基盤の強化を図りつつ、重点事業として、次の3項目を位置づけ、町民の皆さんとともに「住民の参加と支えあいによる“安心して誰もが住みよい福祉のまちづくり”」を基本理念として、各種事業を展開します。

2. 新規事業

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置・生活支援サービスの担い手育成

多様な主体による活動のコーディネート機能を担い、資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取り組みのマッチングを行い、地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。

②第3次地域福祉プランの策定

行政が策定する「地域福祉計画」と、社協が策定する「地域福祉活動計画」を「地域福祉プラン」という名称で、これまでも一体計画として取り組みを進めて来ました。第2次計画の期間が平成29年度までとなっており、第3次計画の策定を介護福祉課と協働で取り組みます。

③地域診断協働事業フォローアップ（多様な住民参加の促進等担い手育成、他）

「出会い・気づきの場」、「学びの場」、「実践・交流・発信の場」づくりを意識し、地域づくり・まちづくりにむけた、住民参加・関係機関協働型の具体的な活動推進を行います。

3. 部門別重点課題

1) 地域福祉活動推進部門

町からの委託事業として、生活支援コーディネーターを配置します。町が設置する協議体との連携を図りながら、地域の課題や資源の把握、新たな活動や担い手づくりを進めるとともに、既存の活動や人とのネットワークづくりを進めます。

2) 在宅福祉サービス部門

住民参加型在宅福祉サービスは、立上げ当初とは生活様式や家族形態などが変わり、具体的なニーズも変化しています。現在のサービス提供とのあり方にズレが生じていることから、関係機関や利用者等の参加を得ながら年度の前半で、移送サービスやあいあいサービス等の見直し検討を進めます。

3) 相談支援事業部門

相談支援体制の整備として、日常生活自立支援事業の生活支援員を増員するほか、生活福祉資金貸付事業においては、関係相談支援機関との連携のもとで相談支援体制を強化します。また、ボランティア関連事業・相談においては、近隣社協との広域連携を強化し、養成講座等の情報一元化を図ります。

4) 介護保険等事業部門

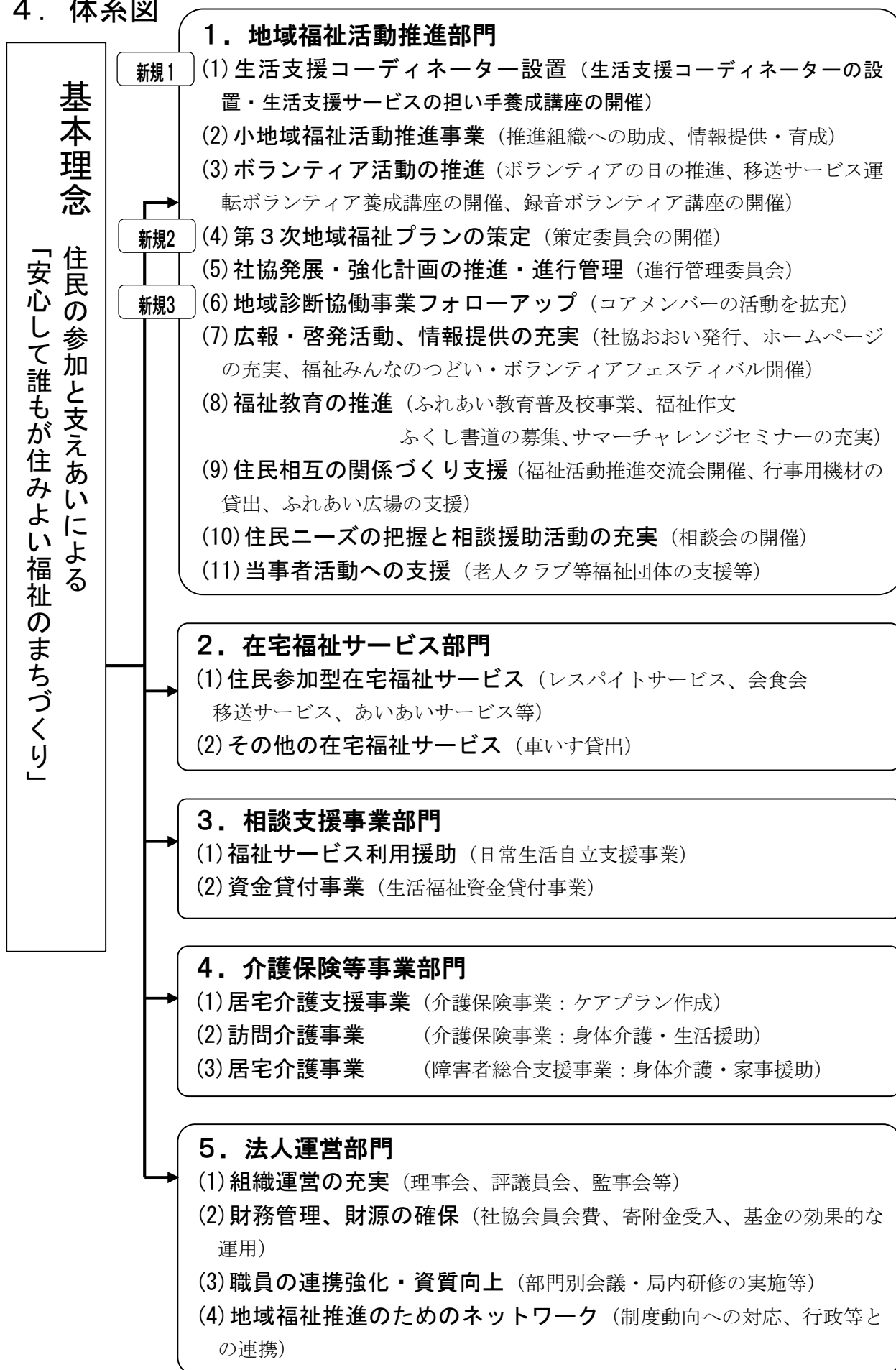
制度動向を見据えながら、安定的な運営に努めます。地域診断協働事業で把握された、移動困難者は今後も増加が見込まれることや移送サービスでは介護者がいないことで利用ができない方への支援として、訪問介護の常勤職員等の空き時間を活用して、移送サービスの介護を有償サービスとして実施できるよう調整します。

5) 法人運営部門

社協発展・強化計画の中間年度にあたり、これまでの取り組みの評価に基づく計画の見直しや中長期的な事業展開・財源確保の在り方検討を行うなど、基盤強化に向けた取り組みを進めます。

資格取得支援制度の利用促進や部門別会議・研修会を拡充し、職員の資質向上や業務・サービスの質の向上につなげます。また、職員の勤務形態面ではフレックスタイム制の導入を検討します。

4. 体系図



5. 事業概要

1. 地域福祉活動推進部門

No.	事業名等	目的	事業内容等
1	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置 ※新規受託事業	既存の取り組み・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域のニーズと取り組みのマッチング等のコーディネートを行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します	①生活支援コーディネーターの設置 ②生活支援サービス担い手養成講座等開催
2	小地域福祉活動推進事業	自治会を単位とした生活圏域での福祉活動を推進します	①小地域福祉活動推進組織助成金交付 ②小地域福祉活動推進組織連絡会開催
3	ボランティア活動の推進	ボランティア活動をより多くの町民に広げるため、普及・啓発事業をはじめ、各種養成講座等を開催しボランティア活動を推進します	①ボランティア登録・派遣相談 ボランティア活動希望者の登録を行い、施設等からの要請などの相談に対応 ②ボランティアグループ等活動助成金交付 登録されたボランティアグループ等へ活動助成金を交付 ③「ボランティアの日」の実施 ボランティア活動のきっかけづくりとして定めた、毎月23日に町全域でボランティア活動に取り組む ④ボランティア養成講座の開催 録音ボランティア・移送ボランティア等の養成講座を開催
4	第3次地域福祉プランの策定、現行計画の推進・進行管理	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体計画である地域福祉プランの第3次計画を策定します	①第3次地域福祉プラン策定委員会の設置・開催 ②第2次地域福祉プラン進行管理委員会の開催
5	社協発展・強化計画の推進・進行管理	総務担当理事会を中心に、計画の進捗状況等の確認を行うとともに具体	①社協発展・強化計画進行管理委員会の開催

		的な推進方法の検討を行います	
6	地域診断協働事業フォローアップ	平成28年度に実施した、「地域診断協働事業」のコアメンバーを核に、今回得たノウハウとの普及と、課題解決に向けた取り組みを推進します	①「支えあいの地域づくり推進委員会」（仮称）の設置による、課題対応の検討や企画
7	広報・啓発活動、情報提供の充実	福祉に関する、サービス・ボランティア・地域活動等のタイムリーな情報を発信し、福祉への理解・参加を促進します	①福祉みんなのつどいの開催 福祉功労者への表彰状並びに感謝状贈呈 ②ボランティアフェスティバルの開催ボランティア活動の普及・啓発を目的に体験コーナー等の設置 ③「社協おおい」発行（年6回） 全戸配布と関係機関への配布・設置 ④社協ホームページの更新 リアルタイムなホームページの更新とSNSの導入へ向けた検討 ⑤会員募集チラシ発行 ⑥福祉作文集発行
8	福祉教育の推進	児童・生徒の福祉意識の高揚と、福祉をテーマとした総合的な学習の更なる導入を目的とします	①ふれあい教育普及校事業の実施 町内4校の担当教諭との連絡会を開催し、福祉をテーマとした、総合的な学習の導入へ向けた情報提供や意見交換等を通じ、相互理解を深め福祉教育を拡充 ②サマーチャレンジセミナーの実施 小学校高学年、中学生を対象とした夏期福祉体験講座を開催 ③福祉作文・ふくし書道の募集
9	住民相互の関係づくり支援	小地域福祉活動・ボランティア等、ジャンルの異なる福祉活動を有機的に結び付け、既存の活動の効率化を図るためのネットワークを構築します	①福祉活動推進交流会の開催 ②行事用機材の貸出 自治会等が開催するイベントの際に、かき氷機や綿菓子機等の貸し出し ③「第40回ふれあい広場」開催支援 実行委員会の事務局として、実行委員会等の開催及び準備・当日の運営を支援

10	住民ニーズの把握と相談援助活動の充実	変わりゆくニーズを把握するため、相談援助活動においても、アウトリーチを実践します	①相談窓口の常時開設 ②出張相談の実施 当事者団体等の活動場所へ出向いて相談会を随時開催
11	当事者活動への支援	当事者団体の主体的な活動支援と、支え合いのまちづくりに向けた取り組みを推進します	◆老人クラブ連合会 ◆アダプテッド・スポーツ ◆ともしびショップ「ゆう」 ◆身体障害者福祉協会 ◆アダプテッドスポーツ ◆子育てサークル「すまいるくらぶ」 ◆更生保護女性会 ◆えんぴつクラブ

2. 在宅福祉サービス部門

No.	事業名等	目的	事業内容等
1	在宅福祉サービス検討会	既存在宅福祉サービスを見直しすることを目的に検討会を設置します	関係機関や当事者の参画を得て、前期に検討会を開催します
2	移送サービス事業（福祉有償運送）	歩行困難な高齢者・障がい者等の移動手段として運転ボランティアの協力を得て実施します	国土交通省の福祉有償運送として、福祉車両3台で移送サービスを実施します。共同募金配分金を活用し新しい福祉車両を確保します
3	レスパイトサービス	知的障がい児者世帯の家族の身体的・精神的な負担の軽減と当事者の情緒安定等を目的に実施します	長期休みの間に、ボランティアの協力を得て実施します。また、夏季の事業実施前にサポートボランティア養成講座を実施します
4	会食会	65歳以上の高齢者等の仲間づくりと社会参加の機会づくりを目的として開催します	調理ボランティアの協力により年間11回開催します。四季折々の食材を用いた昼食で会食を行うほか、食後に様々なアトラクションを用意し、参加者同士の交流を図ります
5	あいあいサービス	ひとり暮らしの高齢者や外出が困難な方々を対象に、困りごとの解決手段として実施します	日常生活のちょっとした困り事に対応し、協力員による生活支援事業を行います。日用品等の購入など、「買い物支援」は継続的な支援も行います
6	福祉機器貸出事業	在宅での療養生活の利便を図るため、虚弱な高齢者等（原則として介護保険対象外の方）に車いすの貸出します	車いすの貸出し

3. 相談支援事業部門

No.	事業名等	目的	事業内容等
1	日常生活自立支援事業 (神奈川県社会福祉協議会受託事業)	認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用に伴う契約等の手続や利用に伴う支払いなどの支援を行います	サービス利用等に関わる困り事の状態を把握したうえで、アセスメント及びガイドラインを実施し、契約締結審査会を経て契約します。支援にあたっては、利用者との相談により支援計画を作成し、金融機関での払戻や支払いなど、計画に則った支援を行います
2	生活福祉資金貸付事業 (神奈川県社会福祉協議会受託事業)	低所得世帯や高齢者・障がい者世帯などを対象に、一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を図ります	①生活福祉資金の貸付相談を通じた自立援助・相談・支援 (総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)

4. 介護保険等事業部門

No.	事業名等	目的	事業内容等
1	居宅介護支援事業 《介護保険事業・ケアプラン作成》 (介護予防ケアマネジメントも含む)	要介護者・包括支援センター等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切なサービスを利用し、自立した日常生活を営めるよう支援を行います	ケアマネージャー（介護支援専門員）は、ご本人が自宅での生活が続けられるようケアプランを作成し、適切なサービスの利用と在宅介護の負担軽減や自立した生活へ向けた支援を行います。本年度は、包括支援センターや医療連携室へ事業所の周知を徹底します
2	訪問介護事業《介護保険事業・ヘルパー派遣事業》 (訪問介護・介護予防・訪問型サービスも含む)	要介護者等やケアマネからの依頼により、訪問介護計画（訪問介護・介護予防サービス計画等）を作成し、在宅で自立した生活を送れるよう必要な身体介護、生活援助サービスを提供します	①訪問介護計画及び、訪問介護・介護予防・訪問型サービス計画の作成 ②身体介護…排泄介助、食事介助、入浴介助、体位変換、衣類の着脱、清拭、洗髪、おむつ交換、その他日常生活上に必要な身体の介護を提供 ③生活援助…掃除、洗濯、買い物、衣類の整理、補修、調理、後かたづけ、その他必要に応じた家事援助を提供
3	居宅介護事業《障害者総合支援法・障がい者を対象としたヘルパー派遣》	障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて、在宅で自立した生活を送れるよう、自立支援給付としてサービスを提供します	①居宅介護計画等の作成 ②身体介護…食事介助、排泄介助、入浴介助、その他日常生活を営むために必要な身体の援助 ③家事援助…調理、洗濯、掃除、その他日常生活を営むために必要な家事の援助

5. 法人運営部門

No.	事業名等	目的	事業内容等
1	組織運営の充実	<p>社会福祉法人制度改革を踏まえ、理事会・評議員会機能の強化を図ります。</p> <p>特に理事においては、協議体、運動体機能をより発揮するための理事会運営の充実を図ります</p>	<p>①理事会の開催（年間5回程度予定）</p> <p>②正副会長会議の開催（毎月）</p> <p>③評議員会の開催（年間3回程度予定）</p> <p>④監事会の開催（年間2回予定） 法人の財産の状況及び事業の執行状況を監査するため開催</p> <p>⑤研修会への参加 役員研修会を開催するとともに、郡域・県域で実施される研修会等への積極的な参加</p>
2	財務管理、財源の確保	<p>基本的な法人運営における補助金確保は喫緊の課題であり、これまでの方法にとどまらない自主財源確保の方法など、総務担当理事会において計画的な取り組みを行います</p>	<p>①社協会員会費の更なる理解促進を図るため、自治会の組長会議等へ積極的に向きまます</p> <p>②賛助・団体会員の加入促進</p> <p>③広報誌面を活用した企業広告掲載</p> <p>④共同募金型自販機設置と町産業まつりフリーマーケット出店料収益による自主財源拡充</p> <p>⑤共同募金配分金の計画的活用</p> <p>⑥寄附金の積極的な受け入れ</p> <p>⑦善意の募金箱設置個所増進</p> <p>⑧町補助金や県社協受託金確保</p> <p>⑨新規補助事業獲得へ向けた提案</p>
3	職員の連携強化・資質向上	<p>地域福祉部門と介護保険等部門の連携を強化するとともに、個々の職員の専門性も向上させ、総合的な生活支援の体制をつくりまます</p>	<p>①事務局と介護保険部門の連携強化</p> <p>②部門別会議の開催</p> <p>③各種研修会への積極的参加の促進</p> <p>④資格取得支援制度の活用促進</p>
4	地域福祉推進のためのネットワーク	<p>各種団体との連携強化を図るとともに、新たなネットワークづくりへ向けた協議体への積極的参加を推進します</p>	<p>①町が設置する協議体との連携</p> <p>②町議会、民生委員児童委員協議会等、理解促進と連携強化</p> <p>③生涯学習関連事業との連携強化</p> <p>④共同募金会大井町支会との連携</p>